

第2期中期目標の期間の終了時の検討及び措置について

1. 第2期中期目標の期間の終了時の検討及び措置

地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）は、平成23年4月1日に地方独立行政法人化し、平成28年7月に加古川中央市民病院を開院して以来、急性期医療を担う地域の中核病院として、患者のニーズに応じた救急医療及び高度専門医療を提供している。また、地方独立行政法人制度の特徴である自律性・機動性・透明性を最大限生かし、業務運営の改善などに積極的に取り組むことで、経営基盤を確立させ、安全で質の高い高度専門医療を提供ができており、地域の中核病院としての役割を果たしている。

第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価では、全体評価を「中期目標・中期計画を十分達成している。」とした。また、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会においても、現行の体制を維持することが適当であるとの意見であった。

このようなことから、法人の業務の継続の必要性等について、市民を含めた地域の住民に必要不可欠な病院であり、現状特段の問題もなく、順調に経営が行われていることから、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続することとする。

2. 根拠法令（地方独立行政法人法）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。